

第一種電気工事士免状交付申請のご案内 (試験合格の場合)

1 対象者

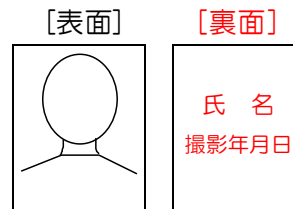
第一種電気工事士試験に合格し、滋賀県内に住民登録または外国人登録されている方で、3年以上の実務経験がある者

2 申請に必要なもの

(1) 電気工事士免状交付申請書

(2) 写真 1枚

- ① 大きさは、縦4cm×横3cm
- ② 申請日前6ヵ月以内に撮影したもの
- ③ カラー、白黒どちらでも可
- ④ 無帽、正面上半身像、無背景のもの



(3) 第一種電気工事士試験結果通知書 (合格はがき原本)

(4) 実務経験証明書

- ① 必要な経験年数は、3年以上です。
- ② 証明者は、原則として雇用主(=代表者)に限ります。法人組織なら代表取締役などです。ただし、委任状の提出がある場合は、実務経験の証明が委任されている工場、事業所あるいは支店、営業所の長(役員に限る)でも適となります。
- ③ 証明者欄の代表者印については、実印が必要です。
- ④ 経験が2ヵ所以上にまたがっている場合は、それぞれの証明が必要になります。

(5) 手数料 滋賀県収入証紙 6,000円

- ① 申請書に貼付してください(※収入印紙を間違って貼付しないでください。)
- ② 滋賀県収入証紙は、県庁会計管理局、各合同庁舎地域会計係、県内の滋賀銀行、株式会社平和堂系列店(一部店舗を除く)の窓口で取り扱っています。

※住民基本台帳ネットワークの利用により、住所確認をさせていただきます。

外国籍の方、住民基本台帳ネットワークにより検索されたくない方は問い合わせ先までご連絡ください。

3 申請方法

持参または郵送による。

(郵送の場合は書留(簡易書留)を使用してください。)

申請先：滋賀県電気工事工業組合 免状担当

〒525-0041 草津市青地町299番1号

受付時間：9：00～17：00(土・日・祝日・年末年始を除く。)



4 交 付

免状の交付は、受付から約10日間程度で郵送(簡易書留にて)します。

申請の内容に不備がないか、申請前にいま一度お確かめください。

申請・お問い合わせ先

滋賀県電気工事工業組合 免状担当
〒525-0041 草津市青地町299番1号
TEL:077-562-2069
FAX:077-562-2081
E-mail:info@shigadenkouso.or.jp

第一種電気工事士免状の実務経験について

実務経験証明書の記入にあたって、次のことにご留意願います。

1. 一般用電気工事の実務経験を積んだ場合

(600 ボルト以下で受電する電気工作物、家庭用屋内配線等)

- ① 一般用電気工事は、第二種電気工事士免状の取得者でないと工事できませんので、第二種電気工事士免状取得後、規定の実務経験の年数が必要となります。
- ② 所定の欄に、第二種電気工事士免状の交付日と交付番号を記載して下さい。
(他府県で交付された第二種電気工事士免状をお持ちの場合は第二種電気工事士免状の写しを添付して下さい。)
- ③ 証明者の電気工事業の登録/届出年月日と登録/届出番号を実務経験証明書の所定の欄に記載して下さい。(※建設業の許可年月日と許可番号ではありません。)

2. 事業用電気工事の実務経験を積んだ場合

- ① 事業用電気工事は、電気主任技術者の監督の下でないと工事できません。また、需要設備が最大電力 500kw 未満の場合は第一種電気工事士免状の取得者でないと工事できません。
- ② ただし、認定電気工事従事者認定証(以下、「認定証」)の交付を受けた方が行った電圧 600V 以下で使用する自家用電気工作物(最大電力 500kW 未満の需要設備)にかかる電気工事については、実務経験として認められます。その場合は職務の内容欄に認定証の交付年月日を記載し、認定証の写しを添付して下さい。また、証明者の電気工事業の登録/届出/通知年月日と登録/届出/通知番号を実務経験証明書の所定の欄に記載して下さい。(※建設業の許可年月日と許可番号ではありません。)
- ③ 職務の内容欄に、需要設備の最大電力(電力会社との契約電力)について記載して下さい。

※ 以下に示す電気工事は実務経験とみなされませんのでご注意ください。

ネオン工事(ネオン用として設置される分電盤、主開閉器(電源側の電線との接続部分を除く。)、タイムスイッチ、点滅器、ネオン変圧器、ネオン管及びこれらの付属設備に係る電気工事)

- ② 非常用予備発電装置工事(非常用予備発電装置として設置される原動機、発電機、配電盤(他の需要設備との間の電線との接続部分を除く。))及びこれらの付属設備に係る電気工事)
- ③ 電圧 5 万ボルト以上で使用する架空電線路に係る工事
- ④ 保安通信設備に係る工事

電気工事士免状交付申請書 ※記入例

(元号または西暦)年 ○月 ○日

滋賀県知事 様

〒 5 2 0 - 0 0 0 0

氏名のフリガナを
ご記入ください。 申請者 住 所 滋賀県〇〇市〇〇町〇〇番地〇

(フリガナ) △△△ △△△

旧姓使用を希望される場合は、
旧姓でご記入ください。
(住民票等に旧姓が併記されて
いることが必要です。)

氏 名 〇〇 〇〇

生年月日 (昭和・平成・令和) 60年 3月 10日生

日中連絡の取れる
電話番号をご記入
下さい。

電話番号 (090) 〇〇〇〇-××××

電気工事士法第4条第2項の規定により第(一)種電気工事士免状の交付を受けたい
ので、次のとおり申請します。

(一)を記入

◎電気工事士免状
を受ける資格

1. に
○印記入

- ① 第一種電気工事士試験に合格し、かつ、実務経験を有する
- 2. 第二種電気工事士試験合格
- 3. 養成施設修了
- 4. 認定

※ 受 付 欄

※ 経 過 欄

(備 考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ◎印欄には、該当する事項を○で囲み、これを証明する書類を添付すること。
- 3 ※印欄には、記入しないこと。
- 4 この申請書には、さらに以下の書類を添付すること
 - ① 手数料 (条例で定められた額の収入証紙を下欄に貼りつけること。)
 - ② 顔写真 (縦4cm×横3cmの大きさで、申請前6ヵ月以内に撮影したもの。裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。)
 - ③ 住民票 (平成15年9月1日以降の申請から住民基本台帳ネットワークシステムの利用により省略することができます。ただし、都道府県によっては必要とされている場合があります。)

滋賀県の収入証紙を購入してください。

滋賀県収入証紙貼付欄

滋賀県電気工事工業組合では、収入証紙は販売していません。

実務経験証明書 ※記入例(一般用電気工事)

ふりがな	△△△ △△△		生年月日	昭和60/1895 年 3 月 10 日
氏名	〇〇 〇〇		電話番号	(090)〇〇〇〇 -××××
現住所	(〒520 -0000) 滋賀県〇〇市〇〇町〇〇番地〇			
現在の勤務先の名称および所在地	名称	(株)〇〇電気 (TEL077 -〇〇〇 -〇〇〇〇)		
	所在地	(〒 520 - 〇〇〇〇) 滋賀県〇〇市〇〇町〇〇番地〇		
実務経験の期間および内容				
所属部署および役職名	期 間	職 務 の 内 容		
工務部 係長 (勤務先が個人営業等のため所属部が無い場合や、役職に就かれていなかった場合はその事項に関しては空欄のままです。)	平成30年 5月 1日 ～ 令和3年 3月 31日	・大津市 田中邸 新築に伴う屋内配線工事に 従事 (一般用電気工事) ・東近江市 喫茶「琵琶湖」 改装に伴う屋内配線工事に従事 (一般用電気工事) (他 84 件) ※一般用電気工事に従事した場合 第二種免状番号 (滋賀県 第 20000号) 交付年月日(平成20/2008 年 4月 1日) (電気工事に従事されている期間に行われた代表的な工事を 2、3 例記入し、従事した期間中の工事件数を明記して下さい。また第二種電気工事士免状の交付を他都道府県で受けた場合はそのコピーを別に提出して下さい。) ※一般用電気工事に従事した場合 第二種免状番号(滋賀県 第 号) 交付年月日(年 月 日)		
	(職務の内容欄に記載した工事の施工期間を記入するのではなく、電気工事に従事している期間を記入して下さい。また現在進行形でお勤めされている場合は電気工事士免状申請記入時現在の日付を記入して下さい。)			
通算期間	3 年 11月			
上記のとおり実務経験を有することを証明します。 〇〇 年 〇 月 〇 日 所 在 地 (〒520 -0000) 滋賀県〇〇市〇〇町〇〇番地〇 法 人 名 (法人以外の場合にあっては事業所名) (株)〇〇電気 代表者氏名 (法人以外の場合にあっては任命権者等の氏名) 〇〇 〇〇 電気工事業法の登録等の状況 平成 10/1998 年 8 月 1 日 (登録・届出・通知) (大臣・中部近畿産業保安監督部長・滋賀県知事) 第 10〇〇〇〇号				

一般用電気工作物の工事に係る実務経験を証明する場合は、電気工事業の登録(届出)番号を必ず記入して下さい。

代表者印

社印は不可です。

代表取締役以外(支店長・工場長等)が証明する場合は委任状が必要です。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 証明者は、原則として雇用主に限ります。なお、実務経験の証明が委任されている工場、事業所あるいは支店の長(役員に限る)でもかまいませんが、その場合は代表取締役から証明者への委任状を提出してください。

実務経験証明書 ※記入例(事業用電気工事)

ふりがな	△△△ △△△		生年月日	昭和60/1895 年 3 月 10 日
氏名	〇〇 〇〇		電話番号	(090)〇〇〇〇 -××××
現住所	(〒520 -0000) 滋賀県〇〇市〇〇町〇〇番地〇			
現在の勤務先の名称および所在地	名称	(株)〇〇電気 (TEL077 -〇〇〇 -〇〇〇〇)		
	所在地	(〒520 - 〇〇〇〇) 滋賀県〇〇市〇〇町〇〇番地〇		
実務経験の期間および内容				
所属部署および役職名	期 間	職 務 の 内 容		
工務部 係長 (勤務先が個人営業等のため所属部が無い場合や、役職に就かれていなかった場合はその事項に関しては空欄のままです。)	平成30年 5月 1日 ~ 令和3年 3月 31日 (職務の内容欄に記載した工事の施工期間を記入するのではなく、電気工事に従事している期間を記入して下さい。また現在進行形でお勤めされている場合は電気工事士免状申請記入時現在の日付を記入して下さい。)	電気主任技術者の監督の下で下記工事を施工した。 ・〇〇株式会社滋賀工場(所在地・大津市)の改修に伴う電気配線工事に従事 (最大電力6,300kw) ・××株式会社本社社屋(所在地・大阪市)の増築に伴う電気配線工事に従事 (最大電力3,300kw) (他15件) (電気工事に従事されている期間に行われた代表的な工事を2、3例記入し、従事した期間中の工事件数を明記して下さい。) (電気主任技術者の監督の下での工事という一文を記入して下さい。)		
	通算期間	3年 11月		
上記のとおり実務経験を有することを証明します。 〇〇年 〇月 〇日 所在地 (〒520 -0000) 滋賀県〇〇市〇〇町〇〇番地〇 法人名(法人以外の場合にあっては事業所名) (株)〇〇電気 代表者氏名(法人以外の場合にあっては任命権者等の氏名) 〇〇 〇〇				
		代表取締役以外(支店長・工場長等)が証明する場合は委任状が必要です。	代表者印	社印は不可です。
電気工事業法の登録等の状況 年 月 日 (登録・届出・通知) (大臣・中部近畿産業保安監督部長・滋賀県知事) 第 号				

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 証明者は、原則として雇用主に限ります。なお、実務経験の証明が委任されている工場、事業所あるいは支店の長(役員に限る)でもかまいませんが、その場合は代表取締役から証明者への委任状を提出してください。

電気工事士免状交付申請書

年 月 日

滋賀県知事 様

〒

申請者 住 所 _____

(フリガナ) _____

氏 名 _____

生年月日 (昭和・平成・令和) 年 月 日生

電話番号 () _____

電気工事士法第4条第2項の規定により第()種電気工事士免状の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

◎電気工事士免状
を受ける資格

1. 第一種電気工事士試験に合格し、かつ、実務経験を有する
2. 第二種電気工事士試験合格
3. 養成施設修了
4. 認定

※ 受 付 欄


※ 経 過 欄

(備 考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ◎印欄には、該当する事項を○で囲み、これを証明する書類を添付すること。
- 3 ※印欄には、記入しないこと。
- 4 この申請書には、さらに以下の書類を添付すること。
 - ① 手数料 (条例で定められた額の収入証紙を下欄に貼りつけること。)
 - ② 顔写真 (縦4cm×横3cmの大きさで、申請前6ヵ月以内に撮影したもの。裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。)
 - ③ 住民票 (平成15年9月1日以降の申請から住民基本台帳ネットワークシステムの利用により省略することができます。ただし、都道府県によっては必要とされている場合があります。)

滋賀県収入証紙貼付欄

実務経験証明書

ふりがな		生年月日	年 月 日
氏 名		電話番号	() -
現住所	(〒 -)		
現在の勤務先 の名称および所在地	名 称	(TEL - -)	
	所在地	(〒 -)	
実務経験の期間および内容			
所属部署 および役職名	期 間	職 務 の 内 容	
	年 月 日 ～ 年 月 日		
		※一般用電気工事に従事した場合 第二種免状番号(第 号) 交付年月日(年 月 日)	
通算期間	年 月		
上記のとおり実務経験を有することを証明します。 年 月 日 所 在 地 (〒 -) 法 人 名 (法人以外の場合にあっては事業所名) 代表者氏名 (法人以外の場合にあっては任命権者等の氏名)			
			
電気工事業法の登録等の状況 年 月 日 (登録・届出・通知) (大臣・中部近畿産業保安監督部長・滋賀県知事) 第 号			

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 証明者は、原則として雇用主に限ります。なお、実務経験の証明が委任されている工場、事業所あるいは支店の長(役員に限る)でもかまいませんが、その場合は代表取締役から証明者への委任状を提出してください。